

## 広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務に係る一般競争入札公告

広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務について、次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年8月24日

青森県知事 三村 申吾

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務

#### (2) 設置場所及び規格等

広告付き県庁舎案内板の規格等は、以下のとおりとする。

##### ①青森市長島一丁目1番1号

青森県庁正面玄関ホール内 1台（約3,270mm(幅)×約2,300mm(高)×約800mm(奥行))

##### ②青森市新町二丁目4番5号

青森県庁北棟玄関ホール内 1台（約3,270mm(幅)×約2,300mm(高)×約800mm(奥行))

##### ③青森市長島一丁目1番1号

青森県議会棟玄関ホール内 1台（約2,370mm(幅)×約2,300mm(高)×約800mm(奥行))  
別紙設置場所等一覧のとおり

#### (3) 事業期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

なお、令和3年4月1日以降の事業期間は、1年ごとに行政財産使用許可の更新を受けることにより、令和2年10月1日から5年間を限度として更新することができる。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。

(2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」）に「広告・宣伝」の営業種目により登録されている者であること。

- (4) 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行）別表に掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (6) 令和2年3月31日までに、国、都道府県、市町村と本件事業と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

### 3 入札参加申込

一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を郵送又は持参により提出しなければならない。

#### (1) 申込書類

- ① 広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務参加申込書
- ② 契約実績一覧
- ③ 広告付き県庁舎案内板の概要が分かる資料（計画書、関係図面など）（様式任意）
- ④ 事業概要
  - （法人）会社概要（様式任意）
  - （個人）創業日・事業内容・事業実績等がわかるもの（様式任意）
- ⑤ 役員一覧表
- ⑥ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）又は営業証明書の原本又は写し（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
  - （法人）商業登記事項証明書
  - （個人）営業証明書

#### (2) 提出期限

令和2年9月4日（金）午後5時（必着）

#### (3) 提出場所

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県総務部財産管理課財産管理グループ（青森県庁舎東棟1階）

### 4 入札説明書（広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務募集要項）の交付場所及び契約条項を示す場所並びにその期間

#### (1) 場所

3の（3）に定める場所に同じ。

#### (2) 期間

令和2年8月24日から令和2年9月7日までの期間

### 5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年9月7日（月） 15：00

(2) 場所

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎南棟1階会計管理課入札室

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則第132条及び第159条の規定による。

7 契約書取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

8 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書の記載方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当分を含めた金額を入札書に記載すること。

(3) その他、詳細は、入札説明書（広告付き県庁舎案内板設置・取扱業務要項）による。